

07 財務省 非予算(特区・地域再生 再々検討要請).xls

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実地内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府県庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の内容の見直し	「措置の内容」の見直し	各府県庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府県庁	
0720010	地元産巨峰で生産したワイン販売免許要件の緩和	酒税法第9条第2項、第10条第9項	酒税法では、酒類の販売業者をしようとする者は、販売場ごとにその販売場所所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならないとされている。		時津町産巨峰の生産拡大及び販売促進と後継者育成のため、時津町産巨峰で生産したワインの販売について、一般酒店だけではなく、巨峰生産者の農園等で販売する期間に限り、販売免許要件の緩和をする。	巨峰生産者が地元産巨峰で生産したワイン販売をすることにより、巨峰の生産拡大及び販売促進と後継者の育成を目指す。 具体的には、酒税法の関係で制約がかけられている生産者が、期間限定で販売免許を取得し、直接ワイン等を販売することにより、消費者の声を反映した巨峰の販売促進と生産の拡大を図り、休耕地の削減と後継者の育成につなげる。 提案理由： 時津町産巨峰を原料に醸造したワインを販売するにあたって、現在、販売免許を申請している酒店等をおいては、巨峰生産者の農園等で巨峰を販売する際、ワイン販売についても多くの消費者からのニーズが高いため、巨峰を販売する期間に限り、巨峰生産者の販売免許の取得について、緩和措置をお願いするもの。 本措置により、巨峰の販売促進及び生産拡大が期待され、生産性が向上することにより、現在、農業で問題化されている休耕地の解消及び後継者の育成にもつながっていく。	D											1 0 0 7 0 1 0	時津巨峰ワイン研究会	長崎県	財務省	
0720020	自家製梅酒の消費基準の緩和	酒税法第43条	酒税法では、酒類に他の物品を混和した場合において、混和後のものが酒類であるときは、一定の場合を除き、新たに酒類を製造したものとみなす。また、酒類を製造したものとみなす場合、一定の物品を混和する場合は、酒類の製造とはみなさない。		自家製梅酒については、消費者が自ら消費する場合のみ、その製造が認められているが(製造免許不要)、特区内において一定の物品を混和する(梅)を使用し、かつ特区内において地方公共団体が主催するイベント等で無料で販売する場合のみ、不特定多数への提供を可能とする。	和歌山県みなべ町は、梅のブランド「紀州みなべの南高梅」誕生の地であり、日本一の梅の産地であることから、広く家庭で自家製梅酒を楽しんでいる。また、平成20年7月9日付けで「紀州みなべ梅酒特区」に認定されたことを機に、青梅の消費拡大と地域活性化を図るため、町は特区制度を活用し、町民の取組みを支援する一方、みなべ町産の青梅の使った自家製梅酒を特許「手作り梅酒コンクール」を企画している。 コンクールの概要は、①みなべ町産の青梅を使った自家製梅酒を全国から募集、②送付又は持ち寄った自家製梅酒を審査員が試飲、③審査委員が大賞、優秀賞等の順位を決定後、試飲を希望する来場者に振る舞う、といったものである。 自家製梅酒を自宅以外の場所を持ち寄って不特定多数の人の振る舞うことは、無料であっても酒税法により規制されているが、みなべ町で生産された特産品である青梅を使用した自家製梅酒については、その特産品の使用が確認できる場合に限り、特区内(みなべ町)においてのみ可能としたい。 町としては、広くこのイベントに周知することで、「紀州みなべの南高梅」誕生の地をヒーローとし、交流人口の拡大と青梅の消費拡大に努める考えである。 なお、青梅がみなべ町産であることを確認し、生産者が発行する認定シールを自家製梅酒の容器に添付することで行う。	C	—											1 0 1 1 0 1 0	みなべ町	和歌山県	財務省
0720030	自家製リキュールの数量制限の緩和	酒税法特別措置法第87条の8	酒税法特別措置法では、酒場、料理店その他酒類を専ら自己の営業場において飲用に供することを業とする者が、その営業場において飲用に供するため、その営業場において蒸留酒類と他の物品(酒類を除く。)との混和をすることを業とする者が、一定の条件の下、酒税法の製造(製造)規定(酒税法第43条)を適用しない特例を設けている。ただし、本特例の適用を受けず酒類の製造(製造)が営業場ごとに年間(4月1日から翌年3月31日まで)1キロリットルを超えない範囲内で行うものに限り適用される。		酒類を飲用に有償提供している業者は、自家製のリキュール(梅酒等)を、年間1キロリットルの数量制限なしに自由に有償提供できるようにする。	特別措置により、温泉等観光施設が多い山間地域における宿泊・飲食業者が、自家製のリキュール(梅酒等)を有償にて自由に提供することが可能になり、お客様に特長あるおもてなしができ、併せて未利用の山の幸を利用した差別化が可能になる。これにより、新たな観光客の誘致と、地域の魅力開発による活性化が図れる。 また、この措置を全国に広げれば、従来個人のみで限られていたリキュール(梅酒等)が、その特を認められ、表利用補助金の再評価や、新たな自然とのふれあい促進、食育や過疎地域の再評価にもつながる可能性がある。	C	—										1 0 3 6 0 0 1 0	個人	群馬県	財務省	
0720040	中山間地域総合整備事業により整備した施設の目的外使用	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条	補助金等により取得し、又は効用の増加が期待される財産(不動産等)の目的外使用は、補助金等適正化法第22条の規定により、各省各庁の長の承認がなければならぬとされている。また、同条ただし書きにおいては財産処分については財産処分法の規定を適用しない旨を規定しており、これを受けて同法施行令第14条において、補助金相当額が国庫納付された場合は当該財産の耐用年数等を勘案して各省各庁の長の承認が定められる期間を経過した場合に財産処分法の規定を適用しない場合として定められている。		中山間地域総合整備事業により整備した農業・農村の活性化を図るための活性化施設(長崎県琴海活性化センター(四季彩館)を利用した外)である。農産物等の常設販売について認めていただきたい。	本地域は、大村湾に面して西彼半島の基部から東部にかけて位置し、大村湾と緑なす山々に抱かれた自然に恵まれた環境にあり、長崎すいかやハウスみかん、アスパラガス栽培など、農業を主要産業としている。 琴海活性化センター「四季彩館」は、平成29年に旧琴海町が設置した「琴海農業農村活性化推進協議会」にて活用方針などについて協議がなされ、活性化センター内に直売所を構えた複合的な施設として当初計画がなされていたが、平成13年に中山間地域総合整備事業実施要綱の改正により実現することが出来ず、本地域の農業者を中心とした研修、会合の施設として、平成15年3月に長崎県が事業主体となって整備し、地域の活性化拠点としてオープンした。 オープン当初より一定の利用者はあるものの、さらなる利用増加に向けた協議がなされたが有効な活用方法がないまま、平成18年1月に長崎市との合併がなされ、新長崎において「長崎市三次総合計画」に当該施設を「農業生産基盤の維持と確保による収益性の高い農業の振興」「農水産物の生産者と消費者の交流促進」として位置付け、本施設についても、長崎市中心部と佐世保市を結ぶ主要道路である国道206号の中間地点に位置することから、琴海地区のみならず長崎市北部の農業の拠点として活用することとしている。さらに、平成19年4月に地域性、農業者、行政などの関係機関を中心に「四季彩館活用推進協議会」を設置し、利用の向上及び機能の強化について検討を進め、結果、従来の活用に加え、常設販売の用途を併せ持つことにより、新たに都市部と農村部の交流拠点として、多種多様な活用による集客及び利用率の向上、地域の活性化を図れることから、今回提案を行うものである。	D												1 0 4 4 0 1 0	長崎市	長崎県	財務省 農林水産省
0720050	焼酎等製造免許の取扱いの緩和	酒税法第10条第11号 酒税法及び酒類取締関係等関係法第10条第11号関係の2	酒税法では、酒類の製造をしようとする者は、製造しようとする酒類の品目別に、製造場ごとに、その製造場の所在地の所轄税務署長の免許を受けなければならないとされている。		焼酎等の製造免許は、酒税の保全上酒類の商標の均等を維持する必要があったため、製造免許の付与等に規制があるが、これを緩和し、新規免許の取得を認める。	昨年、霞ヶ浦の水質浄化を目的として、24基の筏上に栽培したサトウキビ等(サトウキビ、スイートソルガム)を2600kg収穫し、電動ローラーにて260リットルの搾汁を糖度30度まで濃縮した後、黒糖焼酎等を委託製造すべく、竜島大島や地元の醸造メーカーに打診したところ、規制上より製造できないとの回答を受けた。泳げる霞ヶ浦を実現すべく、平成元年以来、NPOメンバー同士で知恵を絞って、筏上で無肥料・無農薬での栽培実験を繰り返して、ほぼ技術的に完成に近づいたところである。これまで、行政等の助成もなく、ポケットマネーと会員のマンパワーで運営してきたが、泳げる霞ヶ浦実現のためには、地域で新しい産業を起し、NPO法人の自主財源として利用することで、NPOの活動や会の運営を安定させる必要がある。焼酎等製造免許の取扱いを緩和することで、委託製造先の範囲が広がり、サトウキビ等を原材料とした酒類の販売も実現可能となる。本提案が、新たな市民活動のモデルとなるべく、規制緩和への理解を求める。	D												1 0 8 8 0 2 0	NPO霞ヶ浦水質浄化連	茨城県	財務省